

サンランド武庫川ゴルフセンター
利用約款

(約款の適用)

第1条 サンランド武庫川ゴルフセンター(以下「当練習場」といいます。)に入場された方(メンバー、ビジターを問いません。またその同伴者も含みます。以下「利用者」といいます。)は、本約款に従ってご利用頂きます。

(約款の効力発生)

第2条 この約款は利用者が当練習場敷地および施設に入ったときから効力を発生し、当練習場敷地および施設を出るまで効力を有するものとします。

(危険防止、事故防止)

第3条 当練習場では利用者が楽しく安全に練習してもらえよう、次に掲げる事項を定めています。利用者は必ず遵守してください。

<禁止事項>

- ・ボールがネットを越えることを目的とする狙い打ち行為
- ・当練習場が設置しているティー以外のティーの使用
- ・当練習場が使用しているボール以外のボールの使用
- ・指定打席以外での練習
- ・プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
- ・友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場登録者以外の方の打席レッスン
- ・通路等打席以外での素振り(打席であっても、右打席において左打ちの姿勢での素振り)
- ・打席マット、打席セパレーターの移動
- ・フェアウェイへの立ち入り
- ・泥酔状態、薬物等を使用しての練習
- ・写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)
- ・立入禁止区域への立ち入り
- ・当練習場が使用するボールを打席以外へ持ち出す行為
- ・時間制でプレーされる場合、利用者以外の方の利用や終了時間を越えてのプレー、ボールの横流しなど
- ・打席を確保したままのレストランでの食事や長時間の休憩
- ・プレーをせずに、長時間の素振りや打席を占有する行為

<注意事項>

- ・エチケット、マナーを守ること
- ・前後の打席に充分ご注意ください
- ・幼児、小さなお子様連れでのご来場

(長尺クラブの使用について)

第4条 当練習場では「長尺クラブ」(当練習場では、シャフトの長さが47インチを超えるクラブを指します。)の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、いかなる事故であっても使用者の責任となり、当練習場は責任を負いません。

(事故の責任)

第5条 プレー(練習)される方が、プレー(練習)にあたって第三者に傷害、物品破損その他の損害を発生させ、または利用者がこれらの被害を受けても当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。プレー(練習)にあたって、利用者の故意または過失により、ボールがネットを越えて当練習場のフェアウェイ以外へ飛び出し、傷害、器物破損その他損害を発生させた場合も当社は一切の損害賠償の責任を負いません。また、立入り禁止箇所への無断立入りで生じた事故に関しても当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。

(ボールがネットを越えて生じた損害)

第6条 利用者が故意、過失を問わず、当練習場のネットを越える打球を打ち、ボールがネットを越えて生じた障害、器物破損その他損害は、利用者による損害を賠償して頂きます。災害時や天候の異常、機械トラブルなどでネットを下ろす場合は、使用クラブの制限や打球の禁止を実施いたします。当練習場の指示に反した行為により、第三者に人的損害、物的損害を与えた場合は利用者による責任をお取り頂き、当施設は一切の責任を負いません。

(附則)

施設の利用については、別に定める「サンランド武庫川全施設共通利用約款」を遵守いただいた上で、当練習場の指示に従ってご利用いただきます。また、本約款は事前の告知なく変更される場合があります、変更された場合は変更後の本約款の内容に従ってご利用頂くことになります。本約款の変更時は1日以上予告期間において当施設内の掲示板において変更後の本約款の内容を周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の本約款が適用されるものとします。

以上

サンランド株式会社
サンランド武庫川ゴルフセンター
平成25年10月1日制定